

第二次

読書のまち八王子推進計画

(平成22~26年度)

- ・生涯読書活動推進計画
- ・子ども読書活動推進計画

平成22年3月

八 王 子 市

「読書のまち八王子」のさらなる推進を目指して

八王子市長 黒 須 隆 一

近年、テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディアの発達や子どもの生活環境の変化等により子どもの読書離れが指摘されています。「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念にもあるように、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。また、子どもの読書習慣は、日常の家庭の中で、まずつくられるものであり、家庭の読書環境が大きく影響しますが、より豊かな読書環境を進めていくには、家庭を取り巻く地域や学校での環境整備も極めて重要です。

このような中で、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されたのを受けて、本市では、平成15年3月に「八王子市子ども読書活動推進計画」を、さらに「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境の整備を図るため、平成16年3月に「八王子市生涯読書活動推進計画」を策定し、「読書のまち八王子」を目指して京王線沿線七市連携などの諸施策に取り組み一定の成果を挙げてきました。

今般、さらなる「読書のまち八王子」推進のため、生涯にわたる読書活動推進計画を含んだ第二次計画を策定することとしました。

「第二次読書のまち八王子推進計画」の策定にあたっては、第一次計画の理念を引き継いでいくとともに、これまでの施策の成果や取り組みの内容などを検証し、また子どもを取り巻く社会環境の変化を考慮して臨んでいます。

八王子市では、今後の5年間この計画に沿って、すべての八王子市民が、様々な場所や環境の中で本と出会い、その中に楽しさや充実感を見つけ豊かな心を育めるよう、読書環境の整備を推進してまいります。

結びに、計画策定にあたり、ご尽力いただきました読書のまち八王子推進連絡会議委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位ならびに市民の皆さんに、心から敬意と感謝を申し上げます。

平成22年3月

目 次

第1部 生涯読書活動推進計画	1
第1章 計画の基本方針	1
1 これまでの成果と課題	1
(1) 第一次計画における八王子市の取組	1
(2) 取組の成果	1
(3) 現状と課題	2
2 第二次計画の基本方針	3
(1) 計画の性格	3
(2) 基本的な考え方	3
(3) 計画期間	4
(4) 計画の目指すもの	4
第2章 具体的な取組	5
1 地域における読書活動の推進に向けた取組	5
(1) 現状	5
(2) 推進に向けての取組	5
2 学校における読書活動の推進に向けた取組	6
(1) 現状	6
(2) 推進に向けての取組	6
3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組	7
(1) 現状	7
(2) 推進に向けての取組	7
第2部 子ども読書活動推進計画	10
第1章 計画の基本方針	10
1 これまでの成果と課題	10
(1) 第一次計画における八王子市の取組	10
(2) 取組の成果	10
(3) 現状と課題	11
2 第二次計画の基本方針	12
(1) 計画の性格	12
(2) 基本的な考え方	13
(3) 計画期間	13
(4) 計画の目指すもの	13
第2章 具体的な取組	14
1 地域における読書活動の推進に向けた取組	14

(1) 現状	14
(2) 推進に向けての取組	14
2 学校における読書活動の推進に向けた取組	15
(1) 現状	15
(2) 推進に向けての取組	15
3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組	17
(1) 現状	17
(2) 推進に向けての取組	17
4 啓発、広報	19
(1) 現状	19
(2) 推進に向けての取組	19
第3部 具体的取組項目の所管と実施計画	20
第1章 生涯読書活動推進計画	20
1 地域における読書活動の推進に向けた取組	20
2 学校における読書活動の推進に向けた取組	21
3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組	21
第2章 子ども読書活動推進計画	23
1 地域における読書活動の推進に向けた取組	23
2 学校における読書活動の推進に向けた取組	24
3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組	26
4 啓発、広報	28
用語解説 (※)	30

※ 用語解説を行っている言葉については、本文中の該当箇所に「※1)」等と表示しています。(原則として目次を除く頁ごとに表示)

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	i
資料2 読書のまち八王子推進連絡会議設置要綱	iii
資料3 読書のまち八王子推進連絡会議委員名簿	v
資料4 読書のまち八王子推進連絡会議開催状況	vi
資料5 八王子市学校図書館支援組織図	vii
資料6 八王子市学校図書館活性化・充実への流れ	vii

第1部 生涯読書活動推進計画

第1章 計画の基本方針

1 これまでの成果と課題

(1) 第一次計画における八王子市の取組

① 第一次計画の性格

平成16年3月に、読書のまち八王子推進計画のひとつとして、「八王子市生涯読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定した。前年に策定した「八王子市子ども読書活動推進計画」とともに、読書のまち八王子推進構想の基本的指針である「いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行うことができるよう市民・市民団体・事業者・教育機関・行政などが連携して環境の整備を図り積極的に読書活動を推進する」目的を達成するため、特に大人世代の「生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ため、この第一次計画を策定したものである。

② 八王子市の取組

八王子市では、計画の策定に携わった所管を中心に、市民が自主的に読書に親しむ環境の整備や、市民一人ひとりが自主的に読書活動を行うことができるよう関係機関や団体との連携や支援を行ってきた。

また、読書の果たす役割や必要性に市民の多くが興味・関心を深めてもらうために、啓発事業等を行ってきた。

(2) 取組の成果

取組の成果として、以下のものが挙げられる。（各項目は、第一次計画の取組に基づいている。）

① 読書環境の整備に関する取組

ア ビジネス情報コーナーの設置

- ・生涯学習センター図書館（平成16年度～）

イ 北野分室の開室（地区図書室※¹）の図書館分室化（平成18年度）

ウ 夏休み9時30分開館の実施（平成18年度～）

エ 夜間通年開館の実施

- ・中央、生涯学習センター図書館（平成15年度～）
- ・南大沢、川口図書館（平成18年度～）

オ 地区図書室との連携強化

- ・メール便(施設間配送車)の増便（平成19年度～）

カ 団塊世代への情報コーナー設置

- ・中央図書館（平成19年度）

キ 法律情報サービスの開始（平成20年度～）

② 他市や大学図書館との連携に関する取組

- ア 町田市との図書館相互利用の実施（平成19年度）
- イ 京王線沿線7市間での図書館相互利用の実施（平成20年度～）
 - ・八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
- ウ あきる野市との図書館相互利用の実施（平成20年度～）
- エ 市内大学図書館との連携強化（平成21年度～）

③ 啓発事業等に関する取組

- ア 読書感想画コンクールの実施（平成17年度～）
- イ キャッチコピーを公募（平成17年度）
 - ・「いつでも、どこでも、本はともだち」
- ウ シンボルマークの公募（平成17年度）
- エ 図書館まつり（平成17年度～）
- オ 「はちおうじ読書の日」・「読書のすすめ」の制定、記念講演会の開催（平成18年度）

(3) 現状と課題

① 第一次計画での課題

第一次計画が終了し、さらに2年間をかけて未達成であった計画を推進している中で、次の課題が存在している。

ア 図書館、地区図書室※1) 等での読書活動の推進において、「地区図書室の図書館分室化」と「地区図書室の充実化」が課題として残っている。

分室化については、平成18年7月に北野地区図書室を中央図書館の分室として整備して以降、予定がされていない。

地区図書室の充実化について、メール便運行の増便を平成19年4月に行い、利用者の手元に希望した本が届くまでの時間を短縮できたが、子どもの調べものに有効な事典等の充実までには至っていない。

イ 大学図書館等の利用と連携では、大学図書館の地域住民への開放が未だ改善されない点が残されている。

② 読書を取り巻く状況

毎年、秋の読書週間の前に読売新聞と毎日新聞では、読書に関する全国世論調査を実施している。

平成21年度読売新聞「読書週間世論調査」によると、読書週間前の1か月の間に本を1冊も読まなかった人は、前年調査に比べ7ポイント増えたものの、その割合はまだ53%に止まっている。特に、60歳代以上の高齢者の読書離れが目立つ結果となっている。

本を読まなかった理由は、「時間がなかった（51%）」「読みたい本がなかった（21%）」「読まなくても困らない（18%）」が上位を占め、本を読む

ことの大切さが浸透していない結果となっている。

毎日新聞（第63回読書世論調査）の調査でも、書籍を「読む」人は全体の48%で、こちらは昨年調査から10ポイント減少している。また、雑誌についても2ポイント減の61%と減少している。

1日の平均読書時間は、書籍が27分、雑誌は25分の計52分で、昨年調査より4分短くなっている。1か月の平均読書量を質問してみると、「単行本0.8冊」「文庫・新書0.7冊」「週刊誌1.2冊」「まんが本1.1冊」となり、読書時間については大きな変化は見られない。

この2つの調査からは、本を読む人の割合が未だ国民の半数前後であることが読み取れる。読売新聞の記事では「図書館の貸出数が増える一方で、新刊書は売れておらず、景気悪化の影響が表れている」とも指摘している。

また、自分で本を購入しての読書は減少傾向が顕著であるが、図書館の貸出数が増えているという分析も考え合わせると、読書環境を整備することの重要性が必要とされることを示す調査であったと言えよう。

2 第二次計画の基本方針

(1) 計画の性格

① 国の動向

若者世代の活字離れが指摘される中で、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的に、平成17年に「文字・活字文化振興法」が施行された。この法律により、「公立図書館の設置」「学校教育における言語力の涵養」「出版物の国際交流」「財政上の措置」等、大枠についての国の努力目標を設定している。

その後、平成20年6月国会において、平成22年を「国民読書年」と定める決議が全会一致で採択された。

決議では、「文字・活字を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世の中に生きる我々が負うべき重大な責務」とし、「わが国でも『活字離れ』と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない」と指摘。この現状を受け止め、「文字・活字文化振興法」制定から5年にあたる平成22年を「国民読書年」と定め、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねる」としている。

(2) 基本的な考え方

① 市民が自主的に読書に親しむ環境の整備

「いつでも、どこでも、だれでも」が、本に親しむことができる環境を整備するため、市民の身近にある地区図書室※1)を図書館の分室として計画的に整備していく。

② 市民の自主的な読書活動を促進するための連携や支援

地域のふれあいの場として、地域文庫※²⁾ がより活発に活動できるよう図書館が積極的に支援していく。また、「大学コンソーシアム八王子※³⁾」に加盟する学校と連携し、市民が調べものをする場合に、専門書に触れる機会の拡充を図っていく。

③ 読書に対する理解や関心を高めるための啓発及び普及活動

図書館を活用する市民が増えるよう、積極的にPRに取り組む。その一環として、市民大学講座や生涯学習講座と連携し、講座終了後の受け皿となる存在として、図書館の活用を市民に啓発していく。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

(4) 計画の目指すもの

本計画は、市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境の整備を目指すものである。

第2章 具体的な取組

1 地域における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

八王子市には、4館1分室の図書館があり、56万市民へのサービスを行っている。市内には他に、読書活動を推進する施設（団体）として地区図書室※¹と地域文庫※²があり、図書館サービスの行き届かない地域を補完している。

市内5か所の図書館では、館の特徴を活かした活動を行っている。中央図書館は郷土資料を重点的に所蔵し、生涯学習センター図書館は社会人や学生に重点を置いたサービスを行っている。南大沢図書館は児童サービス、川口図書館は地域の特色を活かした特別展を開催するなどの図書館サービスを展開している。北野分室は、地域の主体的な関与による良さを活かし、「地域で暮らす高齢者と親子に優しい」図書館を目指して活動を行っている。

地区図書室は、市民センター内に13か所、市民集会所に2か所、地区会館に1か所の合計16か所あり、図書館と連携して読書活動の推進を行っている。

地区図書室でのサービスは、一般的な図書の貸出やおはなし会が中心で、雑誌や新聞、調べものをする図書などは扱っていない。地区図書室は住民のボランティアで運営され、地域のコミュニティの場と位置づけられている。

図書館が開館する以前から、市内で子どもと本を結びつける活動をしている地域文庫は、「八王子子ども文庫連絡協議会」加盟の6文庫（平成21年度末現在）をはじめとして、市内各地域で子どもへの図書貸出や読み聞かせ等を行っている。

地域の書店等との連携は、現状では思うように進んでおらず課題となっている。

(2) 推進に向けての取組

① 地域間サービス格差を是正するため、より身近な場所で読書に親しめる地区図書室を図書館の分室として整備し、読書しやすい環境を推進する。

ア 読書要望・実績の高い地域の中から、地区図書室を図書館の分室（計画期間内2～3か所）としていくことを目指す。

② 地区図書室の蔵書充実と更なる開室時間の延長などサービス向上の推進

ア 子どもの興味を引く本や、調べものができる本などの充実を図る。

イ 新刊や話題性の高い図書など興味を引く蔵書の充実と、大人へのサービスの拡充を図る。

ウ 地域の利用者の要望に沿った、開室日時の拡大・延長を図る。

エ 物流体制の強化により、読みたい本を手にする機会の拡充を図る。

③ 地域文庫や地区図書室と図書館との連携強化

ア 地域文庫のサービス対象を、地域の子どものみに留めず保護者を含めた地域全体のふれあいの場となるよう、図書館が積極的に地域文庫を支援する。

イ 地区図書室※¹⁾ 窓口でのサービス拡充を目指し、ふれあい財団と図書館が協力して図書部員のスキルアップを行う。

④ 書店や出版社、図書館などが連携して、ブックフェアなどを開催し、相互の交流や連携を目指す。

ア 図書館が開催する各種企画情報を書店内に掲示し、書店の情報を図書館内に掲示するなど、市民が読書に関する情報に触れる機会の拡充を進める。

イ 図書館や行政機関と出版社が連携・協働して、八王子の地域資料の出版史を作成し、市民へ提供する。

2 学校における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

八王子市域には23の大学等があり、それぞれの大学には付属の図書館が完備されている。大学図書館は、原則自校の学生・教職員や卒業生を対象に運営されている。

近年、大学施設等の地域開放が進んでおり、八王子市域においても23大学のうち8大学図書館で登録制により、大学図書館所蔵図書の個人貸出を行っている。

多くの大学図書館は、公共図書館発行の紹介状を持参することにより、所蔵資料の閲覧を認めているが、市民にとって公共図書館が所蔵していない専門書を身近な場所で閲覧できるよう、八王子市では手軽な手続きで大学図書館が利用できる仕組みづくりを大学図書館に提案してきている。

この八王子市の提案に対して、2大学では一般開放に向けて検討を行っているが、3大学については、市民への一般開放は現在のところ予定がない状態である。

また、市内の小中学校の学校図書館は、地域にも開放されることが望ましいが、現状ではそこまで至っていない。

(2) 推進に向けての取組

① 「大学コンソーシアム八王子※³⁾」における図書館連携を実施

ア 市民が調べものをする際に、普段目にすることがない専門書に触れる機会の拡充を図る（閲覧、個人貸出等）。

イ 図書館は、大学生のインターンシップや実習生の受入れを積極的に行う。

ウ 図書館内に、市内大学（大学図書館）情報コーナーを設置し、市民への大学（大学図書館）情報の提供・活用を積極的に行う。

3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

八王子市は、市民がより読書に親しめる機会を増やすため、夜間通年開館など開館時間の延長に取り組んできた。その結果、20年度ではすべての図書館の開館日数が320日を越え、多摩地区第2位の開館日数となり、いつ来ても図書館を利用できるといった、より市民の身近な施設となっている。

市民に、図書館をより身近に感じてもらうため、年間を通じて多くの事業を実施し、子ども向けとして「ぴよぴよ絵本の時間、おはなし会、親子で作ろう手づくりの本講座、一日図書館員、読書感想画コンクール、中学生ボランティア」等を行っている。また、大人向けでは「手づくりの本展、八王子千人塾※4)、朗読会、講演会、製本講習会、図書館まつり」等を実施し、読書へ関心を持ってもらう「きっかけづくり」を行っている。

(2) 推進に向けての取組

① 生涯にわたって学び、創造し、充実する人生を応援する図書館活動

ア 個人の教養・趣味等を満足させるだけでなく、様々な資格取得や医療・法律・介護等の情報提供を行い、市民が求める幅広い知識取得の手助けを行う。

イ 市民が興味を持つ時事問題や、身近な課題解決のテーマコーナーを設け、関連する資料を提供することにより、自ら学ぶきっかけを発見できる環境を推進する。

② 地域の情報拠点としての充実

ア 身近な生活情報から、高度な問題解決をするための情報の収集整理を行い、市民が求める必要な情報（レファレンス、統計、出版情報等）の提供を行う。

③ ICT※5) を活用したサービスの向上

ア 活字情報の提供だけでなく、インターネットを活用したホームページにおける電子情報の提供等（特に、八王子市だけが所蔵する郷土資料のデジタル化等）を行う。

イ 図書館メールマガジンの配信やブログの立ち上げ等、ICTを活用し図書館を使わない人を取り込むサービスを充実させる。

ウ 図書館ホームページに、書店との相互リンクを設置し、書店を使う人に図書館の良さを知る機会を提供するとともに、図書館を多くの人にアピールしていく機会を設ける。

エ 図書館来館が困難な方に対して、インターネット等により情報を提供する。

オ 視覚障害者に対するインターネットでの読み上げ機能を利用した音声サービスを実施する。

カ 外国人に対して、ホームページ等を多言語化する。

- ④ 市民大学講座や生涯学習講座等と連携し、図書館PRに取り組む。
 - ア 市民大学講座等が開催される際に、主催者と協議して講座に関連する図書の展示や貸出を会場で行うなど、図書館の生涯学習に対する役割を市民にPRする。
 - イ 講座終了後の疑問点等の相談相手として、図書館を積極的に売り込み、図書館利用の拡大に努力する。

- ⑤ 他市連携の質的拡大と、市民の行動範囲や生活圏に沿った、利便性向上を伴う他市との新たな連携を模索
 - ア 市域周縁部に住む市民の図書館利用環境の向上のため、現在の連携内容の見直し（図書館利用の垣根をなくす）を進める。
 - イ 市境を接していなくても、通勤・通学途中における他市図書館利用が可能となるよう、連携を推進する。

- ⑥ 図書館職員の資質の向上
 - ア 市民が求める資料の提供を迅速に行うとともに、読書相談に対する的確な対応ができるよう、専門研修等に参加する機会を増やし、職員の資質向上に努める。

- ⑦ 質の高い蔵書の充実
 - ア 図書館に必要な基本的図書の充実を図り、質の高い蔵書の充実化を目指す。

- ⑧ ユニバーサルデザイン※6)に基づく読書環境づくり
 - ア 社会福祉施設等への出張図書館を実施する。
 - イ 視覚障害者向けの点字図書や録音図書を積極的に収集する。
 - ウ 聴覚障害者に対する字幕・手話入りビデオ等の収集・貸出等を行う。
 - エ 日本語の読書が困難な外国人等を対象とした資料の充実を図る。
 - オ 高齢者・弱視者向けに拡大字本・録音図書の充実を図る。

- ⑨ 図書館利用のサポート
 - ア 施設・設備の整備・改善を行う。
 - イ 点字・手話・外国語等のコミュニケーションの手段を確保する。

- ⑩ 事業によるサービスの強化
 - ア 高齢者向けの朗読会の充実を図る。
 - イ 高齢者の学びの場としての八王子千人塾※4)の充実を図る。
 - ウ 身体が不自由な方、寝たきりの方への本の宅配サービスの充実を図る。
 - エ 「デイジー（DAISY）※7）」を活用した視覚障害者向けのサービスの充

実を図る。

⑪ ボランティアの育成、協働のための仕組みづくり

ア 宅配サービス等のボランティアを育成し、活動の場を提供する。

イ 大学生のボランティア意識の醸成を図る。

⑫ 市民団体等との連携・支援

ア 朗読グループなどのボランティア団体が行う活動を支援する。

イ 市民団体等が実施する読書活動への支援を図る。

ウ 市民団体等と連携し、講演会や研修会を開催する。

第2部 子ども読書活動推進計画

第1章 計画の基本方針

1 これまでの成果と課題

(1) 第一次計画における八王子市の取組

① 第一次計画の性格

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、都においては、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定した。これを受け、本市においては、平成15年3月に「八王子市子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、学校、地域の各々が担う役割を示すとともに、本市における子ども読書活動推進のための各関係機関や団体の取組を示した。

② 八王子市の取組

学校に関する取組として、司書教諭※⁸⁾等に対する研修、朝の読書、10～15分間読書運動の各校への働きかけ、推薦図書リストの配布など読書活動を推進した。また、家庭・地域等における取組を推進するため、啓発・広報事業を行うとともに、図書館の夜間通年開館の実施、ブックスタート事業※⁹⁾の実施、地区図書室※¹⁾の図書館分室化などに取り組んだ。

(2) 取組の成果

取組の成果として、以下のものが挙げられる。（各項目は、第一次計画の取組に基づいている。）

① 家庭に関する取組

ア 啓発、普及事業「はちおうじ読書の日」「読書のすすめ」の制定、記念講演会の開催（平成18年度）

イ 読書感想画コンクールの実施（平成17年度～）

② 学校に関する取組

ア 司書教諭等に対する研修（平成19年度～）

イ 朝の読書、10～15分間読書運動の各校への働きかけ（平成15年度以前～）

ウ 学校図書データベース化（所蔵資料の登録）3校の実施（平成17年度）

エ 中学生ボランティアの受け入れ（平成16年度～）

③ 図書館に関する取組

ア 夜間通年開館の実施

・中央、生涯学習センター図書館（平成15年度～）

・南大沢、川口図書館（平成18年度～）

- イ ブックスタート事業※⁹⁾の実施（平成20年度～）
- ウ 北野分室の開室（地区図書室※¹⁾の図書館分室化）（平成18年度）
- ④ 地区図書室に関する取組
 - ア 地区図書室の図書の充実（平成15年度以前～）
 - イ 図書部員スキルアップ研修（平成15年度～）
 - ウ 蔵書検索用パソコンの配置（平成15年度～）・メール便（施設間配送車）の増便（平成19年度～）
- ⑤ 幼稚園・保育園・児童館等に関する取組
 - ア 地域子ども家庭支援センター、児童館、保育園の一部で、サークル等による読み聞かせの実施（平成15年度以前～）
 - イ 地域子ども家庭支援センターみなみ野に絵本図書室を開室（平成17年度～）
- ⑥ 市民団体及びグループに関する取組
 - ア おはなし会の実施（平成15年度以前～）
 - イ 子ども文庫※²⁾活動への支援（平成15年度以前～）
- ⑦ 書店・出版社に関する取組
 - ア 啓発、普及事業「はちおうじ読書の日」「読書のすすめ」の制定、記念講演会の開催（平成18年度）
- ⑧ 大学に関する取組
 - ア 図書館実習の受け入れ（平成15年度以前～）
 - イ 大学図書館の地域開放への働きかけ（平成15年度以前～）

（3）現状と課題

① 第一次計画での課題

第一次計画では、半数近くの取組項目が達成されているが、未だ残されているものもある。今後については残された項目について、達成に向け庁内や関係機関との連携を図り、強化していくことが課題と考える。また、市民が求める取組の成果や時代の変化による状況を把握する必要がある。

② 子どもの読書を取り巻く状況

平成21年6月の読書調査（カッコ内は平成14年の調査、全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月の平均読書冊数は、小学生8.6冊（7.5冊）、中学生3.7冊（2.5冊）、高校生1.7冊（1.5冊）である。また、1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生5%（9%）、中学生13%（33%）、高校生47%（56%）であり、活字離れ、読書離れに一定程度の歯止めがかかったといえる状況である。しかし、テレビ、DVD、インターネット等の様々な電子メディアの発達等、子どもを取り巻く社会状況の変化から、大量の情報が瞬時に入手できるようになった。このため利便性は

向上したが、一方、テレビ・インターネットの見過ぎやゲームのし過ぎなどに伴う活字離れ・読書離れが懸念されている。

また、「OECD^{※10)} 生徒の学習到達度調査 (PISA^{※11)})」の結果から、日本の子どもたちの読解力低下が指摘され、児童・生徒の読解力の向上が課題となっている。

2 第二次計画の基本方針

(1) 計画の性格

① 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められた。

この法律に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、この計画の成果、課題を踏まえ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)を策定し、概ね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにした。

この間、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定され、平成18年には「教育基本法」の改正、平成19年には「学校教育法」の改正、平成20年には「社会教育法」、「図書館法」の改正と子どもの読書活動に関連する法律の成立や改正が行われた。

また、平成20年3月には幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、各教科等における言語活動の充実が必要であるとされている。

また、平成20年6月、国会で平成22年を「国民読書年」と定め、読書への国民の機運をより一層高めるため、国をあげて努力していくことが決議された。

② 都の動向

平成15年3月、東京都は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、平成15年度から平成19年度までの5年間の計画期間とする「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、都民一人ひとりが子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるように、「都の取組」をはじめ家庭・地域・学校のそれぞれが果たす役割を示すと同時に、「区市町村に期待される取組」を明らかにした。

その後、平成21年3月に、平成21年度から平成25年度を計画期間とする、「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すと同時に、区市町村において

新たに推進計画を策定する際や、読書活動を推進していくにあたり、この計画の内容を踏まえることを期待するものとした。

(2) 基本的な考え方

① 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備

子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しみ楽しむことができるよう、家庭・学校・地域の読書環境の整備を行う。特に、子どもが一日の大半の時間を過ごす学校での読書環境の向上が図られるよう推進する。

② ユニバーサルデザイン※6) に基づく読書環境づくり

子どもの中にも特別な支援が必要なひとがおり、又日本語の不自由な帰国子女や外国人もいる。このような利用者にも適切なサービスが提供できるようユニバーサルデザインに基づく読書環境づくりを目指す。

③ 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要である。そのため、家庭・学校・地域が連携・協力した取組の中で、様々なボランティアが活躍できるような環境づくりを行う。

④ 読書活動への理解と関心のための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するうえで重要な、子どもの読書への理解・関心を深めるため、保護者に対しても啓発活動を行う。

⑤ 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行える環境を整えるためには、関係機関や団体がそれぞれの役割に応じた取組が必要である。

そのため、各関係機関や団体は、それぞれの役割を主体的に担い、子どもの読書活動を推進する。

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

(4) 計画の目指すもの

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)である。本計画は、この基本理念に基づき、八王子市の子ども一人ひとりへの働きかけを中心に、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう読書環境の整備を

図るものである。

第2章 具体的な取組

1 地域における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

地域における子どもを取り巻く読書環境には、保育園・幼稚園、児童館、地域文庫、市民センターの地区図書室※¹⁾等様々な場所がある。そこでは、本の貸出、読み聞かせ、おはなし会など、各々において工夫を凝らした取組がなされている。

また、こうした取組にボランティアが係わるケースも多く重要な役割を担っている。ボランティアには、前記のほかに、学校図書館で読書指導員等として活動する場合や市立図書館でおはなし会や対面朗読等で活動する場合などがあり、市民との協働の中で、その活動範囲が広がってきている状況にある。

(2) 推進に向けての取組

① 保育園・幼稚園等での読書活動

ア 保育園・幼稚園等での読み聞かせを推進し充実を図る。

イ 図書スペースの確保やディスプレイを工夫し、園児・保護者・保育者ともに絵本を身近なものとする。

ウ 保護者に対して子どもの読書に関する啓発を行う。

② 地区図書室における児童向け図書の充実

ア 地区図書室において絵本やおはなし等児童向け図書の充実を図る。

③ 子育てサークル等への支援

ア 子育てサークルなどの場に図書館員やボランティアが出向き、読書の重要性を啓発する。

イ 子育てサークルに、おすすめ本を紹介したり、乳幼児に対する効果的な読み聞かせの手法を伝える。

④ 図書館ボランティアの育成推進

ア 団塊の世代等にアプローチし、図書館でのボランティア活動への参加を促す。

⑤ 地域文庫※²⁾での読書活動

ア 地域文庫活動に参加することで、子どもが読書に親しむ機会を増やしていくよう家庭への啓発を行う。

⑥ 児童館等での読書活動

ア 児童館や学童クラブでの読み聞かせやおはなし会などの活動が充実するよう支援を行う。

⑦ おはなし会等のボランティア組織への積極的な参加

ア おはなし会などで協働しているボランティア組織への積極的な参加を呼びかける。

⑧ 学校図書館読書指導員※12) への登録の呼びかけ

ア 児童・生徒の読書活動に重要な役割を担っている学校図書館読書指導員への登録を呼びかける。

2 学校における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

小・中学校においては、平成20年3月に学習指導要領が改訂されたが、改訂前に引き続き「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」に配慮することとされ、学校図書館を活用することの重要性がうたわれている。

しかしながら、小・中学校の図書館は、上層階にあるところが多く利便性が良いとはいえない状況にある。また、一定規模以上の学級数を有する学校には司書教諭は配置されているものの、学校図書館に携わる時間は十分とは言えず、各学校図書館の相互の連携、蔵書のデータベース化（所蔵資料の登録）等はこれからであり、その機能が十分活用されているとはいえない状況である。一方、学校図書館読書指導員は、460人（平成20年度）登録され、読み聞かせ・図書の配架・整架等を行い、ますます重要な役割を担っている。

(2) 推進に向けての取組

① 学校図書館活動を担う人の配置

ア 学校図書館活動を担うスタッフの配置を推進する。

イ 学校図書館読書指導員（ボランティア）の拡充を図る。

② 読書ボランティアの支援

ア 学校内で活動しているボランティアに対し、研修を行うなどその活動を支援する。

③ 司書教諭※8) 等の研修の充実

ア 司書教諭、学校図書館読書指導員等の研修の充実を図る。

④ 「指導の重点」（教育課程）に読書活動を明記

- ア 第二次東京都子供読書活動推進計画に基づき、「指導の重点」（教育課程）に読書活動を明記する。
 - イ その具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を図る。
- ⑤ 読書指導計画の策定
- ア 読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を学校ごとに策定する。
 - イ 読書指導計画に、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、家庭や、地域、図書館等との連携について盛り込む。
- ⑥ 学校図書館利用指導の充実
- ア 児童・生徒が主体的、積極的に本に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけるように、学校図書館の使い方等の利用指導を行う。
- ⑦ 学校図書館サポートセンター※13) の設置
- ア 学校図書館の事業や運営等を支援する学校図書館サポートセンターを設置する。
 - イ 学校図書館サポートセンターには、調べ学習・読書活動支援、教師や児童・生徒が必要とする資料調達への援助、図書システム導入支援、物流ネットワーク構築、スタッフ・ボランティア養成派遣等の機能を持たせる。
- ⑧ 学校図書館の蔵書のデータベース化（所蔵資料の登録）
- ア 学校図書館を適正に管理し利用の増大を図るため、順次、蔵書のデータベース化を図る。
- ⑨ 各学級による読書活動の推進
- ア 各学校での授業や学級活動の中で、朝読書等を行う機会を設ける。
 - イ 高学年の児童や中学生が、低学年や地域の保育園や幼稚園等の園児に読み聞かせを行う機会を設ける。
- ⑩ 読書活動推進事例・指導事例の共有
- ア 小中学校における読書活動の取組事例・指導事例を集約し、データベース化し発信していく。
- ⑪ 特別な支援が必要な児童・生徒への読書環境の整備
- ア 障害に対する理解を深める啓発活動を実施する。
 - イ 障害のある子どもに配慮した図書資料等の選定と読書活動に工夫を図る。
 - ウ 障害のある子どもの図書館訪問等を通じて、図書館と学校の連携を図る。

⑫ 家庭と協力した読書活動の推進

- ア 学校だより等を通じ、子どもの成長期における読書の意義を伝える。
- イ 学校だより等を通じ、学年に応じたおすすめ本の紹介等を通して、保護者の読書への関心を深める。
- ウ 家庭で役目を終えた児童書等を学校等で活用していくための仕組みについて検討する。
- エ 子どもが家庭において、本に触れる機会が増えるよう学校だより等を通じて働きかける。

3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組

(1) 現状

現在、市内に市立図書館は5館（4館1分室）あるが、広い市域をカバーするには少ないため、市民センター等の地区図書室※1）と連携を図り、地区図書室で図書館の本の予約や受取・返却ができるようにしている。また図書館の児童図書の蔵書数は402,513冊（平成20年度末）で、子ども（0歳から18歳）一人当たりは4.3冊であり、十分な冊数とは言い難い状況にある。

このような中、児童・生徒に本に親しむきっかけを作ってもらおうよう「図書館探検隊」「一日図書館員」「中学生ボランティア」等の事業を行うとともに、子育て支援としての「ブックスタート事業※9）」や幼児期に本の楽しさを知ってもらおうおはなし会を実施するなど、子どもたちの図書館利用の促進を図っている。

(2) 推進に向けての取組

① 児童サービスの充実

- ア 市立図書館における児童図書の充実を図る。
- イ 年齢や発達段階に応じ、様々なニーズに応えられるよう各年代に対応したサービスを実施する。
- ウ インターネットを活用しながら読書活動に関する情報提供を行っていく。
- エ 身体が不自由な方への本の宅配サービスを充実する。

② 図書館等でのおはなし会の実施

- ア 図書館において定期的なおはなし会を実施するとともに、保護者へおはなし会への参加を働きかける。

③ 子どもの読書推進に向けたホームページ等による情報発信

- ア 図書館のホームページに、読書情報を紹介する子ども向けコーナーを作成し、様々な情報発信をしていく。

④ 「子どもの図書館活動」の充実

- ア 「一日図書館員」や「中学生ボランティア」等の事業を充実させ、図書館利用の促進を図る。
- ⑤ 保健センター等と連携し子育て支援事業を継続
ア 保健センター等と連携し「ブックスタート事業※⁹⁾」を継続して実施する。
- ⑥ ボランティア等の育成及び研修の実施
ア 図書館等で活動するボランティアの育成を図る。
イ 情報交換や研修を通じ、ボランティアのレベルアップを図る。
- ⑦ 児童サービス担当職員等のレベルアップ
ア 児童サービス担当職員間の情報交換を充実させる。
イ 研修への参加や文庫活動等との交流により、職員のレベルアップを図る。
ウ 障害者サービス担当職員がスキルアップして、障害のある人に対するレファレンスサービスを充実する。
- ⑧ 学校図書館支援サービスの充実
ア 学校の要請に従って、図書館職員が学校を訪問し、学年・学級での読書活動を支援する。
- ⑨ 未読者に対する読書への動機づけの推進
ア 読書に興味を持たない子やその保護者に対し働きかけを行い、読書活動の底辺の拡大を目指す。
- ⑩ ユニバーサルデザイン※⁶⁾に基づく読書環境づくり
ア 視覚障害者向けの点字図書や録音図書を積極的に収集する。
イ 聴覚障害者に対する字幕・手話入りビデオ等の収集・貸出等を行う。
ウ 日本語の読書が困難な外国人等を対象とした資料の充実を図る。
エ 弱視者向けに拡大字本・録音図書を充実する。
- ⑪ ICT※⁵⁾を活用したサービスの向上
ア 視覚障害者に対するインターネットでの読み上げ機能を利用した音声サービスを実施する。
イ 外国人に対してホームページ等を多言語化する。
- ⑫ 図書館利用のサポート
ア 施設・設備の整備・改善を行う。
イ 点字・手話・外国語等のコミュニケーションの手段を確保する。

⑬ 市民団体等との連携・支援

- ア 市民団体等が実施する読書活動への支援を図る。
- イ 市民団体等と連携し、講演会や研修会を開催する。

4 啓発、広報

(1) 現状

「子ども読書の日」や「図書館まつり」等に子ども向けイベントを開催するとともに、施設見学や職場体験を通じて、現場から図書館利用や読書活動についてのPRを実施しているが、参加者が限定されるなど、広がりを持った啓発活動には至っていない。

また、夏休みの児童・生徒へのおすすめ本リストの作成や図書館報「らいぶらりい」の発行など、一定の情報提供は実施しているが、インターネット（図書館ホームページ）を活用した情報発信については、こども専用コーナーが設けられていないなど、十分な状況にあるとはいえない。

(2) 推進に向けての取組

- ① 「子ども読書の日」や「図書館まつり」を中心とした啓発広報の推進
 - ア 「子ども読書の日」や「図書館まつり」などのイベントを通じて、読書活動の推進に向けた啓発を行う。
- ② 小学校入学時に図書館利用案内の配布
 - ア 小学校入学時に学校を通じ図書館利用案内を一年生全員に配布する。
- ③ 読書ボランティアの支援（再掲）
- ④ 児童サービス担当職員等のレベルアップ（再掲）
- ⑤ 子どもの読書推進に向けたホームページ等による情報発信（再掲）

第3部 具体的取組項目の所管と実施計画

※所管部署の欄で、「協働」は協働推進課、「指導」は指導室、「小中」は小中学校、「施設」は施設整備課、「保健」は保健センター、「子育て」は子育て支援課、「児童」は児童青少年課、「子ども」は子ども家庭支援センター、「ふれ」はふれあい財団、「大学」は市域の大学等、「図書」は図書館を表しています。

※優先度の欄で、優先度を★の数で表しています。(★の数の多い程優先度が高い。)

第1章 生涯読書活動推進計画

1 地域における読書活動の推進に向けた取組

- ① 地域間サービス格差を是正するため、地区図書室※1) を図書館の分室として整備し、読書しやすい環境を推進する。

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
1	ア 地区図書室の図書館分室化	協働・ふれ 図書	新規	★★★

- ② 地区図書室の蔵書充実と更なる開室時間の延長などサービス向上の推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
2	ア 子どもたちの興味を引く本や調べものができる本などの充実	協働・ふれ 図書	拡充	★
3	イ 蔵書の充実とサービス拡充	協働・ふれ 図書	拡充	★
4	ウ 地域の要望に沿った開室日時の拡大	協働・ふれ	拡充	★★
5	エ 物流体制の強化による提供機会拡充	図書	拡充	★★

- ③ 地域文庫※2) や地区図書室と図書館との連携強化

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
6	ア ふれあいの場となるための地域文庫支援	図書	継続	★
7	イ 地区図書室の図書部員のスキルアップ	協働・ふれ 図書	拡充	★★

- ④ 書店や出版社、図書館などが連携して、ブックフェアなどを開催し、相互の交流や連携を目指す。

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
8	ア 相互情報提供による読書機会の拡充	図書	新規	★
9	イ 出版社との協働による地域資料出版史の作成	図書	新規	★

2 学校における読書活動の推進に向けた取組

① 「大学コンソーシアム八王子※3）」における図書館連携を実施

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
10	ア 専門書に触れる機会の充実	大学・図書	拡充	★
11	イ 大学生の実習生など積極的な受入れ	大学・図書	拡充	★
12	ウ 市民への大学（図書館）情報の提供	大学・図書	新規	★★

3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組

① 生涯にわたって学び、創造し、充実する人生を応援する図書館活動

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
13	ア 多様な情報提供	図書	拡充	★
14	イ 資料提供等による生涯学習環境推進	図書	拡充	★

② 地域の情報拠点としての充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
15	ア 市民が求める必要な情報提供	図書	拡充	★

③ ICT※5) を活用したサービスの向上

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
16	ア 電子情報（郷土資料等）の提供	図書	新規	★★★
17	イ 図書館メールマガジンの配信等	図書	新規	★★★
18	ウ ホームページにおける書店との相互リンク	図書	新規	★★★
19	エ 来館が困難な方に対するインターネットによる情報提供	図書	新規	★★★
20	オ 視覚障害者への音声サービス	図書	新規	★★★
21	カ 外国人に対するホームページ等の多言語化	図書	新規	★★

④ 市民大学講座や生涯学習講座等と連携し、図書館PRに取り組む。

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
22	ア 講座等における市民への図書館PR	図書	新規	★
23	イ 図書館利用の拡大につながる売込み	図書	新規	★

⑤ 他市連携の質的拡大と、市民の行動範囲や生活圏に沿った、利便性向上を伴う他市との新たな連携を模索

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
24	ア 他市連携内容充実のための見直し	図書	拡充	★
25	イ 近隣でない地域との連携推進	図書	新規	★★

⑥ 図書館職員の資質の向上

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
26	ア 専門研修参加等による職員資質向上	図書	拡充	★

⑦ 質の高い蔵書の充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
27	ア 質の高い蔵書の充実	図書	拡充	★

⑧ ユニバーサルデザイン※6) に基づく読書環境づくり

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
28	ア 社会福祉施設等への出張図書館	図書	新規	★★★
29	イ 点字図書や録音図書の積極的収集	図書	拡充	★
30	ウ 字幕・手話入りビデオ等の収集、貸出	図書	拡充	★
31	エ 日本語の読書が困難な外国人等を対象とした資料の充実	図書	拡充	★
32	オ 拡大字本等の充実	図書	拡充	★

⑨ 図書館利用のサポート

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
33	ア 施設・設備の整備・改善	図書	継続	★
34	イ 手話等コミュニケーション手段確保	図書	継続	★

⑩ 事業によるサービスの強化

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
35	ア 高齢者向け朗読会の充実	図書	拡充	★
36	イ 八王子千人塾※4) の充実	図書	拡充	★
37	ウ 寝たきりの方等へ本の宅配サービス	図書	拡充	★

38	エ 「デイジー (DAISY) ※7)」の活用	図書	新規	★★
----	-------------------------	----	----	----

⑪ ボランティアの育成、協働のための仕組みづくり

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
39	ア 宅配サービス等のボランティア育成	図書	拡充	★
40	イ 大学生のボランティア意識の醸成	図書	新規	★

⑫ 市民団体等との連携・支援

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
41	ア 朗読グループ等のボランティア団体活動支援	図書	拡充	★
42	イ 市民団体等が実施する読書活動への支援	図書	継続	★
43	ウ 市民団体等との連携による講演会等の開催	図書	継続	★

第2章 子ども読書活動推進計画

1 地域における読書活動の推進に向けた取組

① 保育園・幼稚園等での読書活動

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
44	ア 保育園・幼稚園等での読み聞かせ	子育て・図書	継続	★
45	イ 図書スペースの確保や工夫あるディスプレイ	子育て・図書	継続	★
46	ウ 保護者に対する読書の啓発	子育て・図書	継続	★

② 地区図書室※1) における児童向け図書の充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
47	ア 地区図書室における児童向けの図書充実	協働・ふれ図書	継続	★

③ 子育てサークル等への支援

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
48	ア 子育てサークルへの読書の重要性の啓発	図書・保健子ども	継続	★

49	イ おすすめ本の紹介や読み聞かせの手 法伝授	図書・保健 子ども	継続	★
----	---------------------------	--------------	----	---

④ 図書館ボランティアの育成推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
50	ア 団塊の世代等へのアプローチ	図書	継続	★★

⑤ 地域文庫※2)での読書活動

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
51	ア 子どもの地域文庫活動への参加啓発	図書	継続	★

⑥ 児童館等での読書活動

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
52	ア 読み聞かせやおはなし会等の活動の 支援	児童・図書	継続	★

⑦ おはなし会等のボランティア組織への積極的な参加

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
53	ア ボランティア組織への参加呼びかけ	子ども・図書	継続	★

⑧ 学校図書館読書指導員※12)への登録の呼びかけ

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
54	ア 学校図書館読書指導員への登録呼び かけ	指導	継続	★★

2 学校における読書活動の推進に向けた取組

① 学校図書館活動を担う人の配置

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
55	ア 学校図書館活動を担うスタッフ配置 の推進	指導・図書	拡充	★★★
56	イ 学校図書館読書指導員(ボランティア) の拡充	指導	拡充	★★

② 読書ボランティアの支援

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
57	ア 学校内で活動するボランティアへの 活動支援	指導・図書	拡充	★

③ 司書教諭※⁸⁾等の研修の充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
58	ア 司書教諭、学校図書館読書指導員※ ¹²⁾ 等の研修	指導	継続	★★

④ 「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
59	ア 指導の重点(教育課程)への読書活動明記	指導	新規	★★
60	イ 校内体制の整備、学校図書館の充実	指導	新規	★★

⑤ 読書指導計画の策定

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
61	ア 学校ごとによる読書指導計画の策定	小中	新規	★★
62	イ 読書指導計画への家庭や地域、図書館等との連携の盛り込み	小中	新規	★★

⑥ 学校図書館利用指導の充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
63	ア 学校図書館の使い方等の利用指導	小中	継続	★

⑦ 学校図書館サポートセンター※¹³⁾の設置

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
64	ア 学校図書館サポートセンターの設置	指導・図書	新規	★★★
65	イ サポートセンターの機能充実	指導・図書	新規	★★★

⑧ 学校図書館の蔵書のデータベース化(所蔵資料の登録)

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
66	ア 学校図書館の蔵書のデータベース化	施設・小中	拡充	★

⑨ 各学級による読書活動の推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
67	ア 学級活動における朝読書の推進	小中	継続	★
68	イ 高学年以上による低学年以下への読み聞かせ	小中	新規	★

⑩ 読書活動推進事例・指導事例の共有

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
69	ア 読書活動取組事例等データベース化	指導	新規	★★

⑪ 特別な支援が必要な児童・生徒への読書環境の整備

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
70	ア 障害に対する理解を深める啓発活動	指導	継続	★
71	イ 障害に配慮した資料選定と読書活動の工夫	指導	継続	★
72	ウ 障害のある子どもの図書館訪問等	小中・図書	継続	★

⑫ 家庭と協力した読書活動の推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
73	ア 成長期における読書の意義の啓発	図書	継続	★
74	イ おすすめ本の紹介等による保護者への啓発	図書	継続	★
75	ウ 家庭で役目を終えた児童書等の学校等での活用	小中	継続	★
76	エ 本に触れる機会が増えるような学校だより等を通じた働きかけ	小中	継続	★

3 公共図書館における読書活動の推進に向けた取組

① 児童サービスの充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
77	ア 図書館における児童図書の充実	図書	継続	★
78	イ 各年代に応じたサービスの実施	図書	継続	★
79	ウ インターネット活用による情報提供	図書	継続	★
80	エ 身体が不自由な方への本の宅配サービス	図書	継続	★

② 図書館等でのおはなし会の実施

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
81	ア おはなし会実施と保護者への参加呼びかけ	図書	継続	★

③ 子どもの読書推進に向けたホームページ等による情報発信

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
82	ア 読書情報を発信する子ども向けコーナーの作成	図書	新規	★★★

④ 「子どもの図書館活動」の充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
83	ア 「一日図書館員」等の事業充実	図書	拡充	★

⑤ 保健センター等と連携し子育て支援事業を継続

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
84	ア ブックスタート事業※ ⁹⁾ の連携での実施	保健・子ども・図書	継続	★

⑥ ボランティア等の育成及び研修の実施

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
85	ア ボランティアの育成	図書	継続	★
86	イ 研修等によるボランティアのレベルアップ	図書	拡充	★

⑦ 児童サービス担当職員等のレベルアップ

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
87	ア 児童サービス担当職員間の連携充実	図書	継続	★
88	イ 研修参加や文庫との交流による職員のレベルアップ	図書	継続	★
89	ウ 障害のある方に対するレファレンスの充実	図書	拡充	★

⑧ 学校図書館支援サービスの充実

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
90	ア 図書館職員訪問による読書活動支援	指導・図書	継続	★

⑨ 未読者に対する読書への動機づけの推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
91	ア 読書活動の底辺の拡大	図書	継続	★

⑩ ユニバーサルデザイン※⁶⁾に基づく読書環境づくり

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
92	ア 点字図書や録音図書の積極的収集	図書	拡充	★

93	イ 字幕・手話入りビデオ等の収集、貸出	図書	拡充	★
94	ウ 日本語の読書が困難な外国人等を対象とした資料の充実	図書	拡充	★
95	エ 拡大字本等の充実	図書	拡充	★

⑪ ICT※5) を活用したサービスの向上

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
96	ア 視覚障害者への音声サービス	図書	新規	★★★
97	イ 外国人に対するホームページ等の多言語化	図書	新規	★★

⑫ 図書館利用のサポート

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
98	ア 施設・設備の整備・改善	図書	継続	★
99	イ 手話等コミュニケーション手段確保	図書	継続	★

⑬ 市民団体等との連携・支援

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
100	ア 市民団体等が実施する読書活動への支援	図書	継続	★
101	イ 市民団体等との連携による講演会等の開催	図書	継続	★

4 啓発、広報

① 「子ども読書の日」や「図書館まつり」を中心とした啓発広報の推進

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
102	ア イベント開催による読書活動推進の啓発	図書	継続	★

② 小学校入学時に図書館利用案内の配布

No.	具体的取組	所管部署	今後の展開	優先度
103	ア 入学時における図書館利用案内配布	図書	新規	★★★

③ 読書ボランティアの支援（再掲：No57）

④ 児童サービス担当職員等のレベルアップ（再掲：No87～89）

⑤ 子どもの読書推進に向けたホームページ等による情報発信（再掲：No82）

【用語解説】

※1) 地区図書室【初出は1頁】

(財)八王子市学園都市文化ふれあい財団が管理する、市民センター等にある図書室のこと。

※2) 地域文庫(子ども文庫)【初出は4頁】

地域において、主に子ども等を対象に読み聞かせや読書活動を進めている団体で名称には「子ども文庫」を使う団体が多い。

推進連絡会議では、地域の子どものみに留めず保護者を含めた地域全体のふれあいの場となるよう期待し、積極的に支援する意味から本計画上では既存の名称等を除く今後の展開の場での名称として「地域文庫」の表現を用いることとしたものである。

※3) 「大学コンソーシアム八王子」【初出は4頁】

学園都市づくりをより効果的に行うために、平成21年4月に設立され、人材、資産、資金を集中させ、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、産学公による共同研究、生涯学習の推進、情報の発信、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等に取り組む団体の連合組織のこと。

※4) 八王子千人塾【初出は7頁】

60歳を超えた方々が、平素興味を感じたり、感動したことを契機としてテーマを定め、図書館の資料などを使って「自ら調べ学んでいく」ことを支援するため八王子市図書館が開催する学習会のこと。近年では初年度の講習を終えた塾生OBが自主的なグループ活動も継続し、様々な機関で研究成果を発表している。

※5) ICT【初出は7頁】

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。従来の「IT」に比較した場合「双方向性」がより重視された表現とされている。

※6) ユニバーサルデザイン【初出は8頁】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などを後からではなく開発時からデザインしていくことを目指す概念。

※7) 「デイジー (DAISY)」【初出は8頁】

「Digital Accessible Information System」の略で、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規

格として、40 カ国以上の会員団体で構成するデージーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている情報システムを表している。

※8) 司書教諭【初出は 10 頁】

小・中・高等学校で、学校図書館の管理や読書指導などを行う教諭のこと。

※9) ブックスタート事業【初出は 10 頁】

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動のこと。

八王子市では、平成20年度から開始しているが、単に「手渡す」だけでなく、専門の司書による「読み聞かせ」活動も同時に行っている。

※10) OECD【12 頁】

「Organization for Economic Cooperation and Development」の略で、経済協力開発機構のこと。経済協力開発機構は、ヨーロッパ、北米等の先進国によって、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関である。

※11) PISA【12 頁】

「Programme for International Student Assessment」の略で、OECDによる国際的な生徒の学習到達度調査のこと。日本では国際学習到達度調査とも言われる。

※12) 学校図書館読書指導員【初出は 15 頁】

小中学校の図書館の運営を司書教諭等の指導のもとでボランティアで支援する保護者や地域の人たちのうち登録を済ませた人のこと。

※13) 学校図書館サポートセンター【初出は 16 頁】

学校図書館の様々な取組を支援する組織で、当該センターに配置される学校図書館支援スタッフが、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援を行うほか、各学校に配置される協力員が、支援スタッフとの連携・協力にあたることを通じて、学校図書館の読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能の充実・強化を図るものである。

資 料 編

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

読書のまち八王子推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 「読書のまち八王子」の実現に向けて、子ども及び市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、読書のまち八王子推進連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について総合的に検討する。

- (1) 八王子市子ども読書活動推進計画
- (2) 八王子市生涯読書活動推進計画

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 一般公募による市民 2名
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 八王子子ども文庫※²) 連絡協議会関係 1名
- (4) 生涯学習審議会委員 1名
- (5) 小中学校PTA関係 各1名
- (6) 小中学校関係 各1名
- (7) 私立幼稚園関係 1名
- (8) 私立保育園関係 1名
- (9) 行政職員 5名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、八王子市中央図書館に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

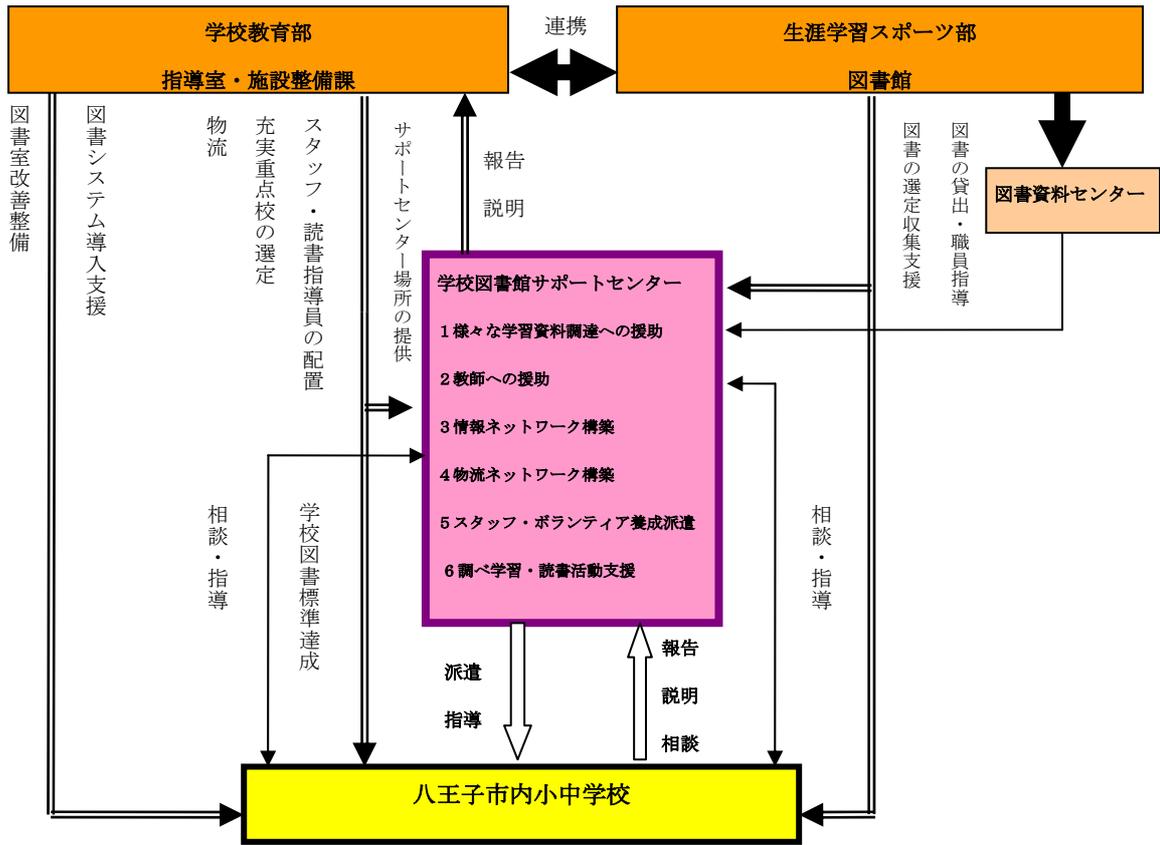
読書のまち八王子推進連絡会議委員名簿

氏 名	選出区分	役職名等	備 考
うちだ はるこ 内田 治子	市民公募	主 婦	
ごとう はるお 後藤 春雄	市民公募	会社員	
のぐち さわこ 野口 佐和子	小学校関係	高尾山学園小学部教諭	
すずき やすひろ 鈴木 康弘	中学校関係	石川中学校副校長	
さかもと かずえ 坂本 一枝	小学校 PTA 関係	元小学校 PTA 連合会会長	
おおひがし ゆき 大東 有希	中学校 PTA 関係	中学校 PTA 連合会担当副会長	
こん まどこ 今 圓子	学識経験者	中央大学名誉教授	会 長 職務代理者
おおはし みちよ 大橋 道代	八王子子ども文庫※ 2) 連絡協議会関係	八王子子ども文庫 連絡協議会会長	
たかお ひろこ 高尾 宏子	私立幼稚園関係	なかよし幼稚園園長	
さいとう かずみ 斉藤 和巳	私立保育園関係	さつき保育園園長	
みうら しんいち 三浦 眞一	生涯学習審議会委員	八王子市生涯学習審議会会長	会 長
ときわ よしすけ 常盤 義輔	行政職員	(財) 八王子市学園都市文化ふ れあい財団 コミュニティ振興課長	
えんどう もりひと 遠藤 護人	行政職員	健康福祉部次長兼 健康福祉総務課長	
きうち まさひこ 木内 雅彦	行政職員	健康福祉部 保健センター所長	
したら せいいち 設楽 聖一	行政職員	こども家庭部 子どものしあわせ課長	
きのした まさお 木下 雅雄	行政職員	学校教育部指導室 指導主事	

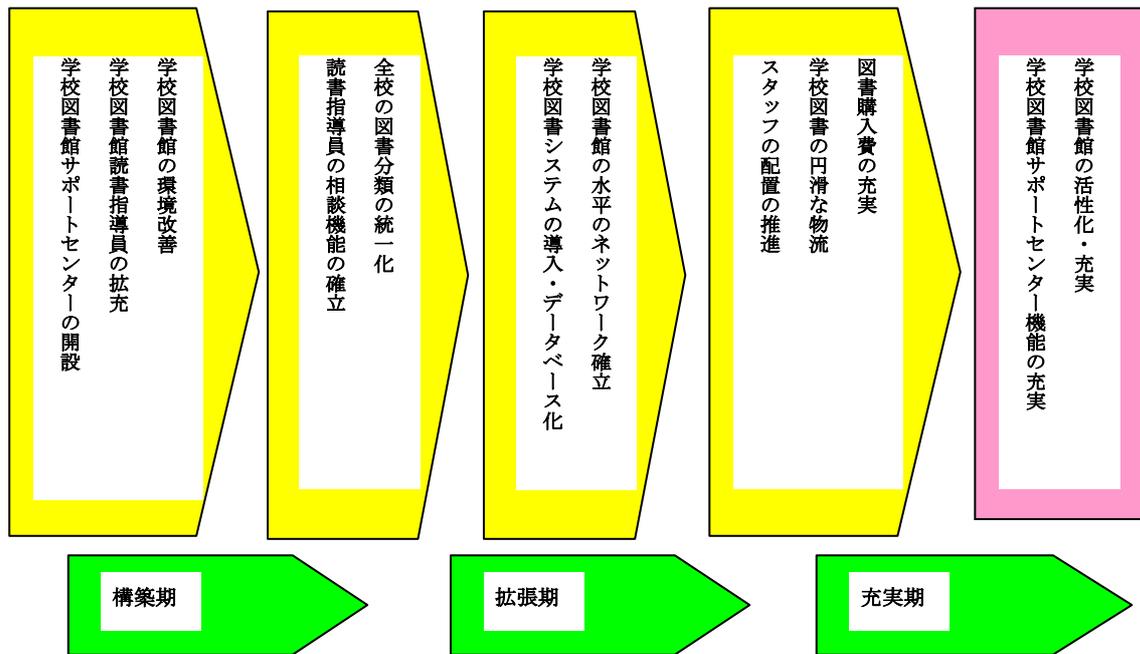
読書のまち八王子推進連絡会議開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成21年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次読書のまち八王子推進計画の策定方針（案）の基本的事項について、全体会で確認を行った。 ① 策定方針の基本 ② 推進計画の構成（はじめに、生涯読書活動推進計画、子ども読書活動推進計画、所管と実施計画等） ③ 推進計画策定のスケジュール ④ 3分科会（子ども・学習支援・読書環境整備分科会）方式を取ること
第2回	平成21年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画骨子（案）の検討（全体構成の確認）（目次に該当する部分及び推進に向けての取組の項目出し）
第3回	平成21年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画骨子（案）の検討（具体的取組の検討）
第4回	平成21年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画骨子（案）の検討（具体的取組の整理）
第5回	平成21年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画骨子（案）の検討（具体的取組の確認）（学習支援分科会の具体的取組を子ども分科会及び読書環境整備分科会の具体的取組に落とし込み、確認） ・ 推進計画骨子（案）の検討（基本方針の検討）
第6回	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画骨子（案）の検討（基本方針の整理） ・ 具体的取組項目の所管と実施計画の検討 ・ 概要版の検討
第7回	平成21年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の全体確認
第8回	平成22年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント分析結果の検討 ・ 全体確認

八王子市学校図書館支援組織図



八王子市学校図書館活性化・充実への流れ



第二次読書のまち八王子推進計画

平成22年3月

発行 八王子市

編集 八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部図書館

〒193-0835 東京都八王子市千人町三丁目3番6号(中央図書館所在地)

電話 042-664-4321 (中央図書館)

